

可茂消防事務組合
地球温暖化対策実行計画
(第2次)

令和4年12月

可茂消防事務組合

目 次

I	基本的事項	
	1. 計画の背景	1
	2. 計画の目的	1
	3. 計画の期間	2
	4. 計画の対象	2
	5. 対象とする温室効果ガスと総排出量	2
II	基本方針等	
	1. 基本方針	5
	2. 温室効果ガスの排出削減に関する方針	5
III	目標及び取組項目	
	1. 削減目標	5
	2. 具体的な取組項目	6
IV	計画の推進・点検	
	1. 計画の実行	9
	2. 管理体制の推進	10
V	進捗状況等の公表	10
別紙1	地球温暖化対策項目別取組状況点検表	11
別紙2	環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベル	12

I 基本的事項

1. 計画の背景

2015年12月のパリ協定の採択を受け、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」の策定が政府により進められ、翌年5月には閣議決定されました。2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。新たな地球温暖化対策計画は、2050年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、当該目標に整合的で野心的な中期目標として2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置づけられており、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した新たな目標実現への道筋を描いています。

このような状況を踏まえ、可茂消防事務組合（以下「本組合」という。）においても更なる省エネルギー化の実施や再生可能エネルギーの導入への取組が求められています。

2. 計画の目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、一部事務組合にも策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「本計画」という。）として策定するものです。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（3～7省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅延なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない
（11～12省略）

3. 計画の期間

計画の期間は、基準年度を2017年度とし、2030年度までを計画期間とします。

数値目標や取組内容などについては、随時、検討や見直しを行います。

4. 計画の対象

対象とする範囲は、〔表-1〕における事務・事業とします。

〔表-1〕対象とする組織・施設等

区 分	組織・施設等
消防本部	総務課、消防課、予防課、通信指令課、救急課、救急ワークステーション
署 所	中消防署、中央分署、富加出張所、川辺出張所、八百津出張所 南消防署、西可児分署、御嵩分署、東可児分遣所 東消防署、七宗出張所、東白川分遣所

5. 対象とする温室効果ガスと総排出量

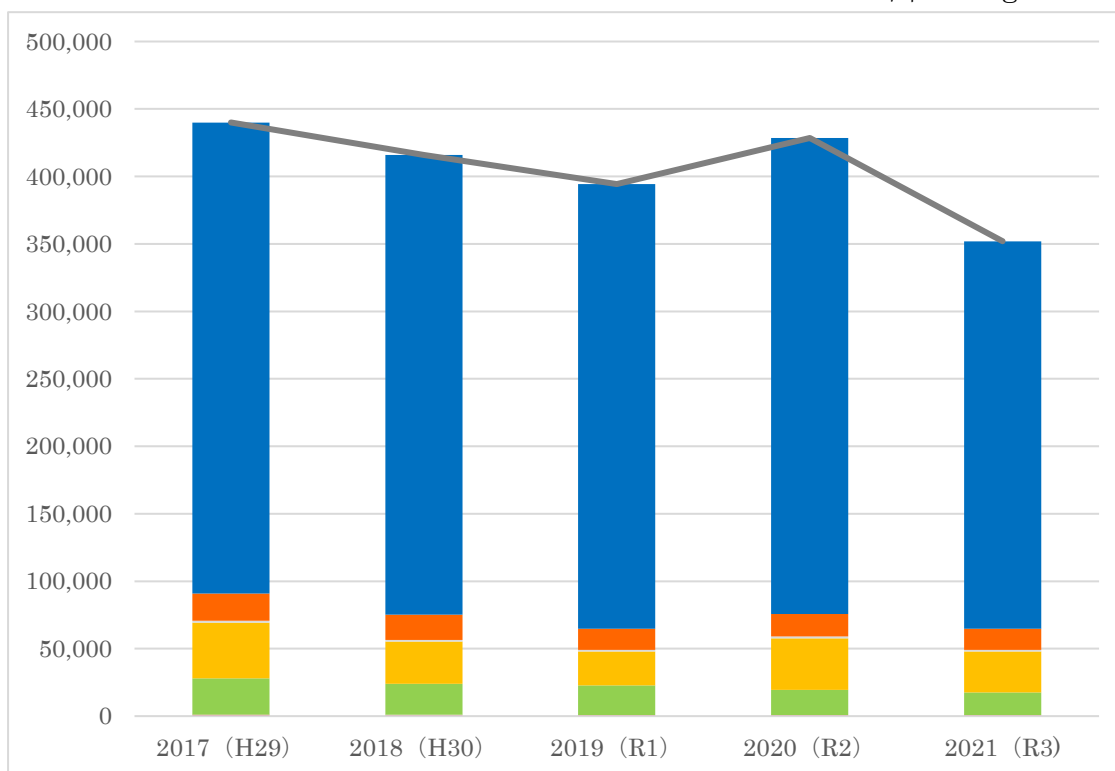
対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）とします。

温室効果ガス総排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき算出します。なお、電気については、環境省・経済産業省が公表する電気事業者別排出係数（2020年度実績）を用いて算出します。

〔表-2〕 温室効果ガス総排出量（CO₂換算）

本組合の温室効果ガス総排出量は、2021年度時点で、2017年度（基準年度）と比較し、約20%の削減を達成しています。

単位：k g CO₂



	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
電 気	349,133.30	340,599.62	329,445.78	352,772.43	287,169.06
L P G	20,166.00	18,765.00	15,675.00	16,497.00	15,612.00
都 市 ガ ス	1,491.87	1,313.47	1,235.42	1,460.65	1,255.49
灯 油	41,177.10	31,256.97	25,168.92	38,223.99	30,400.41
ガ ソ リ ン	26,885.58	22,780.36	21,937.64	18,837.98	16,872.15
軽 油	263.16	333.34	0.00	0.00	0.00
自 動 車 走 行	884.78	816.72	760.58	642.34	677.60
温室効果ガス 総 排 出 量	440,001.79	415,865.48	394,223.34	428,434.39	351,986.71

〔表-3〕 排出係数（法令改正により変動する可能性があるが比較のため固定）

※電気事業者変更に伴う排出係数の変更を除く

		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	
		kg-CO ₂	kg-CH ₄	kg-N ₂ O	
施設	灯油	2.49			
	軽油	2.58			
	LPG	3			
	都市ガス	2.23			
	電気（一般事業者）	0.433			
公用車	ガソリン車		2.32		
	ディーゼル車		2.58		
	ガソリン	乗用車		0.00001	0.000029
		軽乗用車		0.00001	0.000022
		普通貨物車		0.000035	0.000039
		小型貨物車		0.000015	0.000026
		軽貨物車		0.000011	0.000022
		特殊用途車		0.000035	0.000035
		ディーゼル	乗用車		0.000002
	バス		0.000017	0.000025	
	普通貨物車		0.000015	0.000014	
	小型貨物車		0.0000076	0.000009	
	特殊用途車		0.000013	0.000025	

〔表-4〕 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298

〔表-5〕 LPG換算値

LPG換算値
使用量はm ³ のため、二酸化炭素排出量を算定する際は1.865kg/m ³ （15℃1気圧）によりkg換算する

II 基本方針等

1. 基本方針

本組合は、財やサービスの消費者・購入者及び職員の雇用者の立場から自らの事務・事業に関し温室効果ガスの排出抑制に努めます。

このことから、次の2つを基本的な柱として、取組を推進します。

(1) 環境に配慮した職場づくり

(2) 職員一人一人の環境保全活動の推進

また、これらの取組を効果的に実行するために具体的な方針を定めるとともに、その実施状況を点検、評価し必要に応じて見直しを図ります。

2. 温室効果ガスの排出削減に関する方針

(1) 対象ガス

本計画では、二酸化炭素（CO₂）メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）を対象とします。

(2) 二酸化炭素

基準年を2017年度とし、2030年度までの二酸化炭素の削減目標を設定します。

(3) 二酸化炭素以外の温室効果ガス

対象となる事務・事業において、発生源や封入設備の適正な管理と処理等の取組を推進し、可能な限り排出の抑制に努めます。

III 目標及び取組項目

1. 削減目標

本計画の実施効果を明確にするため、2017年度を基準として、2030年度までの削減目標を掲げます。

(1) 温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画は、2030年度までに2013年度を基準として、46%の削減を目標にしています。

本組合においても、職員の地球温暖化に対する意識の高揚を図り、温室効果ガスを削減するために本計画（第2次）を改定するとともに、効果的かつ効率的な地球温暖化対策を推進し、2030年までに46%以上の削減を目標とします。

また、消防業務の性質上、緊急車両の燃料使用量及び走行距離を削減することはできないため、緊急車両（広報車を除く）は、〔表-2〕及び〔表-6〕の温室効果ガス算出対象から除外しています。

(2) 具体的な削減目標

各対象項目の具体的な削減目標は〔表-6〕のとおりとします。

〔表-6〕 温室効果ガス総排出量の目標値（CO₂換算）

単位：kg CO₂

対象項目		基準値 2017年度	現在値 2021年度	削減率 2021 年度	目標値 2030年度	削減率 2030 年度
燃料使用量	電気	349,133.30	287,169.06	18%	200,000.00	43%
	LPG	20,166.00	15,612.00	23%	9,000.00	55%
	都市ガス	1,491.87	1,255.49	16%	900.00	40%
	灯油	41,177.10	30,400.41	26%	15,000.00	64%
	ガソリン	26,885.58	16,872.15	37%	14,000.00	48%
	軽油	263.16	0.00	100%	0.00	100%
自動車走行に伴う排出		884.78	677.60	23%	600.00	32%
温室効果ガス総排出量		440,001.79	351,986.71	20%	239,500.00	46%

2. 具体的な取組項目

基本方針の2つの柱に沿って、本組合が率先して取り組む行動目標を掲げます。

(1) 環境に配慮した職場づくり

地球温暖化対策や循環型の社会づくりのため、日常の事務等において、技術的及び財政的に可能な範囲で、温室効果ガスの排出抑制製品の導入やリサイクル、グリーン購入の推進など、環境負荷の低減に向けて行動することにより、環境に配慮した職場づくりに努めます。

① 庁舎等の省エネルギーの推進

庁舎等の電気使用量やガス等の燃料使用量を削減し、エネルギー利用の抑制を図ります。

具体的な行動

- ・ 昼休みや残業時の不必要な照明は消灯する。
- ・ ノー残業デー（毎週水曜日）の取組を徹底する。
- ・ 事務所衛生基準規則第5条「空気調和設備等による調整」に基づき室内温度を18度以上28度以下、相対湿度40%以上70%以下になるよう冷暖房による温度管理をするとともに、カーテン又はブラインドを有効に活

用する。(機械室においてはこの限りではない。)

- ・冷暖房の風量は自動設定にし、扇風機などの併用を推奨する。
- ・室内の適正温度を保つためには換気を控える必要があるが、感染症対策等の観点から、CO₂を測定し、換気のタイミングや時間を適切に管理する。
- ・冷暖房器具のフィルター清掃を月1回以上実施する。(環境省の調査によると、冷房時4%、暖房時6%の節電が期待できる。)
- ・クールビズ・ウォームビズを推奨する。
- ・照明器具LED化の推進を図る。
- ・太陽光発電などの再生エネルギーを利用したシステムの導入を検討する。
- ・施設の新築・改築においては、エネルギー効率の向上に努める。
- ・冷蔵庫、電気ポット等家電製品の効率的な使用及び更新を図る
- ・公用車の更新時には、環境負担が軽減される次世代自動車を検討する。

② 循環型オフィスづくりの推進

リデュース、リユース及びリサイクルを徹底し、循環型オフィスづくりを推進します。

(ア) リデュース (物を捨てないオフィスづくり)

・ごみの減量化

燃えるごみの処分に伴い排出される二酸化炭素の削減のため、リサイクル可能な物品の活用により、ごみの排出量の削減に努めます。

具体的な行動

- ・分別収集を徹底する。
- ・シュレッダーの使用は、機密書類に限ることとする。
- ・紙コップ、使い捨ての弁当容器などは使用しないように努める。
- ・物品の発注時には簡易包装を推進する。
- ・詰替え可能品(リターナブル製品)を活用する。
- ・エコマーク・グリーンマーク等の表示がある製品の購入を推奨する。

【2021年度のごみ排出量】

23,695kg (約4,739袋)

・用紙類の使用量の削減

具体的な行動

- ・両面コピー、両面印刷及び縮小コピー(2in1機能)を活用する。
- ・使用済み用紙の裏面を活用する。

- ・印刷及びコピーは必要最小限で行い、ミスコピーの防止に努める。
- ・資料の簡素化及び共同利用を推進するとともに、会議などにおいてプレゼンテーションソフト等を有効に活用する。
- ・電子メール又はグループウェアを積極的に利用する。
- ・古封筒を再利用する。
- ・ペーパーレス化及び電子化を推進する。
- ・各所属で印刷用紙の年間使用量を管理し、削減に努める。

【2021年度のコピー用紙購入量】

767,500枚 基準年度から2.3%増加
(1日に約2,100枚使用していることになる。)

(イ)リユース (物を大切に作るオフィスづくり)

- ・備品等の長期使用及び廃棄時における適切な処理
物品管理の徹底による事務用品、電気製品等の長期使用、不用となった物品の再利用・交換使用などによって有効利用を図ります。

具体的な行動

- ・不用となった物品は所管換え等により積極的に再使用する。
- ・退職者の貸与品などは、リユース制度を活用し再貸与等を検討する。
- ・事務用品、電気製品等は修理するなど長期使用に努める。

【2021年度リユース制度活用数】

1件 (中消防署)

(ウ)リサイクル (再資源化を進めるオフィスづくり)

- ・ごみの分別及び再資源化の推進
ごみの分別を徹底し、古紙その他のごみの再資源化を推進します。

具体的な行動

- ・紙類の廃棄は、できるだけ再資源化のできる業者を活用する。
- ・缶、瓶及びペットボトルの分別を徹底する。
- ・所属において生ごみ等の堆肥化を推進する。

・環境に配慮した製品等の購入・使用

事務用品等について、環境省が示す「グリーン購入取組ガイドライン」に沿って、環境負荷が少なく環境に配慮したグリーン購入・使用を推進します。

具体的な行動

- ・環境負荷の少ない製品（別紙2の環境ラベルがある製品）及びリサイクルルートが確立されている製品の購入・使用を推進する。
- ・コピー用紙は、古紙パルプ配合率70%以上とし、配合率は、可能な限り100%に近づける。

(2) 職員の環境保全活動への積極的な取組

職員一人一人が、環境保全について常に意識し、積極的な取組を実践します。

① 積極的な取組

具体的な行動

- ・環境に対する研修及び講演会に参加する。
- ・環境省が推奨する「エコドライブ10のすすめ」を参考にエコドライブを実践する。
- ・出張の際は、公共交通機関の利用に努め、公用車を使用する場合は、乗り合わせを考慮する。
- ・会議及び研修は、Webを活用する。

② 地域における環境保全活動の実践

具体的な行動

- ・地域における一斉美化活動等、環境保全活動に積極的に参加する。
- ・各署所の周囲におけるごみ拾い等の実施に努める。（月2回程度）
- ・家庭において、省エネルギー、省資源ごみの分別、排出量の削減に努める。

IV 計画の推進・点検

1. 計画の実行

消防本部及び各署所は、取組項目についてその実践に積極的に努め、毎年半期ごとに「地球温暖化対策項目別取組状況点検表」（別紙1）により、取組状況を点検します。

毎月、各署所における電気、ガス、水道、灯油及びコピー使用状況を集計し、庁内掲示板によりお知らせします。

また、推進体制を整備して、計画（Plan）、行動（Do）、点検（Check）、

見直し（Action）を繰り返し実践することにより、持続的・発展的な改善を行い、計画の効果的な運用を図ります。

2. 管理体制の推進

本計画を実施・運用していくためには、所属単位で取組を推進していく必要があることから、以下の推進体制により取り組んでいくこととします。

- (1) 本計画の事務局を総務課内におく。
- (2) 各所属長を推進責任者とし、計画の内容・取組目標について職員への周知を図り、職員一人一人が目標達成に向けた取組を行っていくものとします。

V 進捗状況等の公表

本計画、取組状況等については、可茂消防事務組合ホームページにより公表します。

署（所）課名 _____

点検者名 _____

（点検実施日 _____）

点検事項（項目ごとに取組状況を○×で評価）		評価
庁舎等の省エネルギーの推進	昼休み時間や残業時の不必要な照明は消灯する	
	冷暖房時の温度管理を徹底する（室内温度18度以上28度以下及び相対湿度40%以上70%以下）とともに、カーテン又はブラインドを有効に活用する	
	外出時などOA機器を長時間使用しないときは、電源を切ることを徹底する	
	冷蔵庫、電気ポット等家電製品の効率的な使用を図る	
循環型オフィスの推進	分別収集を徹底する	
	紙コップ、使い捨ての弁当容器等は、使用しないように努める	
	詰替え可能品（リターナブル製品）を活用する	
	両面コピー、両面印刷及び縮小コピーを活用する	
	使用済み用紙の裏面を活用する	
	印刷及びコピーは、必要最小限で行い、ミスコピーの防止に努める	
	資料の簡素化及び共同利用を推進するとともに、会議などにおいてプレゼンテーションソフト等を有効に活用する	
	電子メール及びグループウェアを積極的に活用する	
	ペーパーレス化及び電子化を推進する	
	不用となった物品は、所管換え等により再使用する	
	事務用品、電気製品等は、修理するなど長期使用に努める	
	古紙回収ボックス等により紙類の再資源化を図る	
	缶、瓶及びペットボトルの分別を徹底する	
	環境負荷の少ない製品（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク等）及びリサイクルルートの確立されている製品の購入及び使用を推進する	
	コピー用紙は、古紙パルプ配合率70%以上とし、配合率は、可能な限り100%に近づける	
	環境に対する研修及び講演会に積極的に参加する	
エコドライブの実践		
地域における一斉美化活動等、環境保全活動に積極的に参加する		
家庭において、省エネルギー、省資源ごみの分別及び排出量の削減に努める		

・国及び第三者機関の取組によるもの

・事業者団体の取組によるもの

環境省が紹介する環境ラベル等データベース

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>

グリーン購入取組ガイドライン

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/h19com_01/ext01.pdf